

平成18年4月1日
制 定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成16年6月18日法律第122号)に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構(以下「機構」という。)に勤務する者(職種、勤務形態、雇用契約の有無等に係わらず、機構において業務に従事する者。以下「職員等」という。)からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する通報又は相談(以下「通報等」という。)について、適正な処理の仕組みを定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、不正行為等の早期発見と是正を図り、もって、機構におけるコンプライアンス(法令遵守)体制の強化に資することを目的とする。

第2章 通報等の処理体制

(委員会)

第2条 機構長は、通報等の受付から調査、是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うため、機構にコンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

(窓口)

第3条 職員等からの通報等に応じる窓口を本部事務局総務課に設置する。

(通報等の方法)

第4条 通報等の窓口の利用は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会のいずれも可能とする。

(通報等の内容の検討)

第5条 第3条に定める窓口において、通報等を受け付けた場合には、すみやかに委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けた場合にはすみやかに当該通報等についての調査が必要かどうか検討するものとする。

(調査)

第6条 通報等が行われた事項に関する事実関係の調査は、委員会が行うものとする。

2 委員長は、必要に応じて調査チームを設置することができる。

3 調査の実施に当たっては、通報者又は相談者(以下「通報者等」という。)の秘密を守るため、通報者等が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。また、調査によって知り得た情報は他に漏らすことのないよう秘密保持の徹底に努めなければならない。

(協力義務)

第7条 各機関は、通報等の内容に関する事実関係の調査に際して調査チームから協力を

求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第 8 条 調査チームは、調査の結果を直ちに委員会に報告しなければならない。

2 当該報告を受けた委員会は、審議の上、速やかに是正措置及び再発防止措置等について決定し、機構長に報告しなければならない。

3 機構長は前項の報告を受けた時は、役員会の意見を聞き、必要な措置を講ずるものとする。

(処分)

第 9 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、機構長は当該行為に関与した職員に対し、就業規則等に従い処分するものとする。

第 3 章 当事者の責務

(通報者等の保護)

第 10 条 機構は、通報者等が通報等をしたことを理由として、当該通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 機構は、通報者等が通報等をしたことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切に措置しなければならない。

3 機構は、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者等の上司、同僚等を含む。) には、就業規則等に従い処分を課すことができる。

(個人情報の保護)

第 11 条 機構及び職員等は、正当な理由なく、通報等の内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

(通知)

第 12 条 委員会は、第 4 条による通報等がなされた場合には、速やかに通報者等に対して通報等を受領したことを通知しなければならない。

2 委員会は、第 6 条において調査を実施する場合には、通報者等に通知するものとする。

3 委員会は、通報者等に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。) のプライバシーに配慮し、適正な方法で遅滞なく通知しなければならない。

4 通報者等が匿名により通報等を行った場合には、前 3 項の通知は行わないものとする。

(不正な通報等)

第 13 条 通報者等は、虚偽の通報等や、他人を誹謗中傷する通報等その他の不正な目的の通報等(以下「不正な通報等」という。) を行ってはならない。

2 機構は、不正な通報等を行った者には、就業規則等に従い処分を課すことができる。

(通報等を受けた者の責務)

第 14 条 通報等を受けた者(通報者等の管理者、同僚等を含む) は、この規程に準じて誠実に対応するように努めなければならない。

(事後対策・フォローアップ)

第 15 条 委員会は、通報等の処理が終了した後、法令違反等が再発していないか、又は是

正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認しなければならない。

2 委員会は前項の結果により，必要に応じて，通報等の処理の仕組みを改善し，新たな
是正措置及び再発防止策を機構長に具申することができる。

3 委員会は通報者等に対し，通報等をしたことを理由とする不利益な取扱いや嫌がらせ
が行われていないかを確認する等の通報者等の保護に係る事後対策を行うものとする。

（雑則）

第16条 この規程の定めるもののほか，機構の内部通報の取扱いに関し必要な事項は，
別に定める。

附 則

この規程は，平成18年4月1日から施行する。